

# 福知山市公契約大綱

平成29年4月1日 制定

## はじめに

福知山市は、公契約の発注者としての立場から、「公正・公平で透明な競争」の下、品質と価格が総合的に優れた公共調達をめざすとともに、公契約の社会的重要性に鑑み、「地域経済の発展」、「安心・安全の確保」、「適切な労働環境等の確保」、「社会貢献の実現」にも配慮した均衡のとれた入札契約制度を構築し、公共調達に求められる様々な社会的要請に伝えていく必要があります。

この公契約大綱は、そうした観点から福知山市における公契約の基本理念とともに、発注者として取り組む具体的な内容を、市民のみなさまに分かりやすく示すものです。

これまでの本市における入札制度改革などの経緯を踏まえ、建設工事を中心として、現時点における具体的な取組をまとめました。

(注) この大綱において「公契約」とは、福知山市の代金支払いの原因となる市が締結する契約とします。

## 1 目的

この大綱に基づき、公契約の適正化を進めることにより、公契約に対する市民の信頼を確保し、市民福祉の増進及び地域経済の健全な発展に寄与します。

## 2 基本方針

公正・公平で透明な競争の下で公共調達を行い、地域経済の発展、市民の安心・安全の確保、適切な労働環境等の確保、社会貢献の促進を実現するため、次の事項を公契約の基本とします。

◇公正・公平な競争並びに品質及び価格の適正の確保

◇入札及び契約の過程における透明性の確保及び法令遵守（コンプライアンス）の徹底

- ◇談合その他の不正行為の排除
- ◇地域経済の発展
- ◇災害発生時における初期対応など地域の安心・安全の確保
- ◇技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価
- ◇公契約からの暴力団排除の徹底
- ◇技術力、施工能力を有しない不良不適格業者の排除
- ◇適切な労働環境等の確保
- ◇事業活動における社会貢献の促進

### 3 市が取り組むべきこと

上記2の基本方針に基づいて公契約の適正化を図るため、次の取組を進めます。

#### (1)健全な競争環境の確保

- ◆一般競争入札の段階的拡大により公正で透明な入札を促進します。
- ◆情報の漏えい防止など万全のコンプライアンス対策を実施します。
- ◆談合その他の不正行為を厳しく排除します。
- ◆最低制限価格算定基準の適切な見直しなどにより、ダンピング対策に取り組めます。

#### (2)地域経済の発展と優良な企業の育成の促進

- ◆地域経済の発展に資するため、地域に貢献する企業への発注を原則とします。
- ◆技術と経営に優れ、災害対応などで地域の安心・安全に貢献する企業を評価し、育成します。
- ◆福知山市暴力団排除条例に基づき公契約から暴力団の排除を徹底します。
- ◆建設工事の入札参加資格審査から工事完成までの過程において、不良不適格業者を排除します。

#### (3)下請負人及び労働者へのしわ寄せ防止と適切な労働環境等の確保

- ◆労働関係法令等の遵守を徹底します。

- ◆元請下請関係の適正化を推進するとともに、実効性を確保するための措置を講じます。
- ◆重層的な下請構造を改善します。

#### 4 公契約の相手方に求めること

上記2の基本方針を踏まえ、関係法令の遵守の下で、公正な競争及び契約の誠実な履行を行うとともに、次の事項について重点的に取り組むよう求めます。

##### (1) 下請負人及び労働者へのしわ寄せ防止と適切な労働環境等の確保

- ◆労働関係法令等の遵守の徹底を求めます。
- ◆元請下請関係の適正化に協力を求めます。
  - ・施工体制台帳、下請契約書、施工体系図の提出及び再下請負人等への指導の徹底
  - ・不適正事案における調査への協力
  - ・下請重層化の抑制

##### (2) 事業活動における社会貢献の実施

- ◆障害のある人の雇用促進及び障害のある人等が働きやすい職場環境づくりを求めます。
- ◆防災等の地域の安心・安全活動への参加と協働を求めます。
- ◆事業活動に伴う環境負荷の低減を求めます。

#### 5 評価・検証による改善

この大綱における各取組の詳細については別紙で定め、福知山市入札制度改革等検討委員会による評価と検証を行いながら、計画・実行・点検・改善を繰り返し、社会経済情勢に応じ、柔軟かつ迅速に見直しを行っていくこととします。

## 【別 紙：大綱に基づく詳細な取組内容】

◆は、一部または全部において既に取り組んでいること、◇は、これから取り組んでいくことです。

### 1 健全な競争環境を確保する取組

#### (1) 透明性、公平性、競争性を確保するための取組

- ◆建設工事は、一般競争入札を基本とし、予定価格が2,000万円未満の土木一式工事、2,500万円未満の建築一式工事・舗装工事・電気工事、3,000万円未満のその他の建設工事は、原則指名競争入札とする。
- ◆建設工事と測量等業務の入札執行事務は、契約監理課で一元管理するとともに、電子入札を推進する。
- ◆設計金額が500万円以上の調達は、部局によらず福知山市建設工事等指名選定委員会または福知山市物品購入指名選定委員会において同一基準により指名業者の選定を行う。また、建設工事の公募による入札の参加資格の要件決定も行う。
- ◆福知山市入札監視委員会において、発注した建設工事及び業務委託等の入札及び契約手続の運用状況等についての報告を行うとともに、一般競争入札に係る参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札及び随意契約に係る業者選定理由及び経緯等についての審議を行う。
- ◆各種ガイドラインを制定し、事務処理手順等の統一を図ります。

#### (2) コンプライアンスを確立するための取組

- ◆福知山市における法令遵守の推進等に関する条例及び施行規則、福知山市職員倫理規則に基づく組織的な管理運営を行い、コンプライアンス制度ガイドブック及びコンプライアンス行動指針により職員の高いコンプライアンス意識を醸成する。
- ◆情報漏えいの未然防止のための取組を行う。
  - ・発注担当職員以外の入札情報（設計金額、予定価格等）への接触を制限する。
  - ・発注に係る実施決裁と入札参加業者及び指名等業者選定決裁の分離を行う。
- ◆「建設工事等の入札情報に関する不当な働きかけに関する対応マニュアル」の周知徹底を図る。
  - ・電話での接触の場合は、会話内容を録音する。
  - ・不当な働きかけの内容により、「福知山市指名競争入札参加者指名停止取扱要綱」による指名停止の要件に該当する場合は停止措置をとるものとし、福知山市ホームページ(入札・契約情報ポータルサイト)等でその内容を公表するものとする。
- ◆公益目的通報制度（内部通報）を活用する。
- ◆不正事案に対する厳罰化（ペナルティ強化）を図る。
  - ・贈賄、談合及び非公開情報の不正な聞き出し等に対しては、指名停止措置等により厳格に対応する。
  - ・懲戒処分の対象となる行為を明確化する。

#### (3) 品質の確保とダンピング対策に関する取組

- ◆最新の中央公共工事契約制度運用連絡協議会の価格算定モデル式に現場状況を反映させた最低制限価格算定基準を採用する。
- ◆建設工事は入札時に積算内訳書の提出を求め、厳格なチェックを行う。
- ◆建設工事の一部で予定価格の事後公表を試行する。
- ◆測量等業務の一部において最低制限価格を設定する。

### 2 地域経済の発展と優良な企業の育成を促進する取組

#### (1) 地元企業への発注

- ◆契約できる相手方が市内にないか極めて少数の場合を除き、市内中小企業等の受注機会確保のため、市内に本社または本店を置く企業からの調達を優先する。
- ◆建設工事の指名競争入札における指名業者の選定は、地域インフラの維持整備に寄与するため、原則地域性を考慮した選定とするが、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」の主旨に基づき、受注機会の確保も考慮する。

## **(2) 技術と経営に優れ地域に貢献する優良な企業の評価**

- ◆ 工事の規模や難易度が企業の技術力に合うように等級を区分するとともに、優良な企業にインセンティブが働くように格付する。
  - ・ 原則、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書による客観点で格付するが、土木一式と建築一式は、主観点として技術力、地域貢献による加点、不誠実な事案による減点を加えて格付する。
  - ・ 優良で技術力のある建設企業の受注機会を確保するため、格付と発注標準を見直すとともに一般競争入札を拡大する。

## **(3) 暴力団や不良不適格業者の排除**

- ◆ 下請契約等も対象として、公契約から暴力団の排除を徹底する。
- ◆ 立入調査や現場点検など厳格な実施により、不良不適格業者を排除する。

## **3 下請負人及び労働者へのしわ寄せ防止と適切な労働環境等を確保するための取組**

### **(1) 元請下請関係の適正化**

- ◆ 建設工事は元請下請双方の社会保険の加入状況を記載した施工体制台帳と下請契約書、施工体系図の提出を義務付ける。
- ◇ 労働関係法令等の遵守を契約書等（下請契約を含む。）に明記する。
- ◇ 正当な理由なく市の指示に従わない場合は、契約の解除、指名停止等の措置を講じる。
- ◇ 関係機関（関係法令の処分権限者）との連携を強化する。

### **(2) 重層的な下請構造の改善**

- ◇ 特殊で専門的な工事を除き、下請負は、建築一式工事は3次まで、その他の工事は2次までとすることを義務化する。
- ◇ 重層化する場合は、理由書及び労働者の賃金水準や下請の内容が適正であることがわかる書類の提出を求め、法令遵守の徹底を図る。

### **(3) 相談窓口の設置**

- ◇ 建設工事における元請下請関係の契約遵守や労働環境等についての「駆け込み相談窓口」を設置し、関係機関（関係法令の処分権限者）と連携した対応を実施する。